

仕様書(案)

1 件名

江戸川区意見表明等支援事業業務委託

2 目的

江戸川区児童相談所（以下「児童相談所」という。）が行う意見聴取等措置の対象となっている児童に関して、児童相談所から独立した意見表明等支援員が訪問等により児童と面接をして意見表明を支援し、生活における悩みや不満、措置の内容に関する児童の意見・意向を把握し、児童相談所や関係機関に適切に届けることにより、児童の権利擁護を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

子ども家庭部子育て支援課指定の場所

5 受託者に必要な資格

- (1) 本事業の趣旨や意義を理解するとともに、子どもの権利擁護や児童相談所の業務、社会的養護の現状、背景、施策等について、本事業の実施に係る相応の知識を有していること。
- (2) 子どもの意見表明支援に関する活動や研修・普及啓発事業の実績を有すること。
- (3) 組織としての運営方針の策定がなされているとともに、子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者を意見表明等支援員として養成し、事業実施のために配置ができる十分な人数を確保していること。
- (4) 意見表明等支援員として活動する者について、次の①から③のいずれにも該当しないことを「宣誓書」等により確認していること。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

- (5) 施設等への訪問等に係る連絡調整や意見表明等支援員のマネジメントなど、意見表明等支援全体を統括するコーディネーターの配置ができること。
- (6) 子どもの権利擁護・子どもの意見表明に高い見識がある学識経験者等による意見表明等支援員への助言、指導などスーパービジョンを受けることができる体制を整えていること。
- (7) 江戸川区（以下「区」という。）と緊密に連携をとるとともに、児童養護施設、里親等の関係機関に対し本事業の理解を求め、円滑に事業を実施できる体制を確保していること。

6 委託内容

(1) 事務局機能

- ① コーディネーターは、概ね週3日程度児童相談所を訪問し、意見表明等支援員が把握した児童の意見・意向を、児童相談所職員に適切に届けるとともに、そのために必要な連絡調整を隨時行うこと。
- ② 1週間に1回、事業実施状況をまとめた週報を作成し、区に報告すること。
- ③ 1か月に1回、事業実施状況をまとめた月報を作成し、それをもとに区・児童相談所との協議会を開催して報告すること。
- ④ 事業終了後、速やかに年間活動報告書を作成し、区へ提出すること。

(2) 意見表明等支援

- ① 意見表明等支援員は、児童相談所の一時保護所を週3回以上訪問し、児童相談所が行う措置の内容や生活における児童の意見・意向を聴き把握すること。
- ② 意見表明等支援員は、児童相談所が一時保護委託をしている施設等を適宜訪問し、児童相談所が行う措置の内容や生活における児童の意見・意向を聴き把握すること。
- ③ 意見表明等支援員は、児童相談所が児童を委託している里親に連絡し、概ね6か月に1回、児童相談所が行う措置の内容や生活における児童の意見・意向を聴き把握すること。
- ④ 意見表明等支援員は、児童相談所が措置・委託している児童から面接等の希望があった場合は、施設を訪問する等適切な方法により児童相談所が行う措置の内容や生活における児童の意見・意向を聴き把握すること。
- ⑤ 意見表明等支援員は、児童が児童相談所や関係機関、江戸川区児童福祉審議会等に対して意見表明する際に児童から同行・同席や代弁の求めがあった場合は、対応すること。

(3) 研修・普及啓発

- ① 児童相談所職員を対象とした子どもの意見表明に関する研修を年2回以上実施すること。
- ② 区民や関係機関を対象とした子どもの意見表明等に関する講演会を年1回実

施するなど、子どもの権利擁護の普及啓発に努めること。

- ③ 研修参加者の個人情報の取扱いに十分に留意すること。

7 関係機関との連携

- (1) 受託者は区・児童相談所職員と十分に連携を図りながら業務に当たること。
- (2) 区は、受託業務の履行に必要な情報及び資料を必要に応じて受託者に提供するとともに、受託者の自律的な運営を尊重し、不必要的関与は行わないこと。
- (3) 受託者は、区・児童相談所職員と必要に応じて情報共有のための打合せを実施すること。
- (4) 業務遂行の過程で、児童から児童虐待又は被措置児童等虐待の疑いを察知した時は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により速やかに担当窓口へ通告を行うとともに、区に連絡すること。

8 報告の聴取及び調査

区は受託者に対して、必要に応じて業務の実施方法について報告を求め、帳簿その他関係書類を閲覧し、又は調査することができる。

9 個人情報の保護

- (1) 受託者は、個人情報等の業務によって知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。本契約が終了した後においても同様とする。
- (2) 受託者は、業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。
- (3) 受託者は、別に定める個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

10 損害への対応

受託者は、本契約に定める業務の実施にあたり、故意又は過失により区又は第三者に損害を与えたときは、自身の責任で賠償する。

11 委託料

- (1) 受託者は、意見表明等支援事業業務委託経費について、区に毎月前月分を請求するものとする。
- (2) 区は、受託者から上記(1)に基づく委託料の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

12 業務の引継ぎ

受託者の変更等にあたっては、新たな受託者と十分に業務引継ぎを行い、当該業務に支障をきたすことのないように対処しなければならない。この際、必ず引継書を作成すること。

13 その他

- (1) 車を利用する際は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定を遵守すること。
- (2) その他、仕様書に明示のないもの、またはその解釈に疑義を生じたものについては、区と受託者で協議のうえ定める。